

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における  
教職員の職務専念義務の免除に関する特例を定める規則

令和3年6月29日  
達示第30号制定

(目的)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けることにより、生命及び健康を損なうリスクを軽減し、全ての教職員が安心して働くことができる職場環境を整備するため、教職員の職務専念義務の免除に関する特例を定めるものである。

(職務専念義務の免除の承認)

第2条 当分の間、次の各号の一に該当する場合で、教職員が勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、業務の運営に支障のない範囲内（第2号の場合にあっては、療養のためにやむを得ないと認められる必要最小限度の期間）において、職務専念義務の免除を承認することができる。

- (1) 教職員が予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定による予防接種又はこれに相当すると認められる予防接種（以下「予防接種」という。）を受ける場合（当該予防接種を受けるために要する往復等に要する期間を含む。）
  - (2) 教職員が予防接種との関連性が高いと認められる症状（予防接種の副反応としての発熱、頭痛、倦怠感等のほか、負傷又は疾病の症状を含む。）により療養する必要がある場合
- 2 前項の職務専念義務の免除の承認は、京都大学事務委任等規程（昭和45年10月31日総長裁定）第4条第2項及び第12条並びに京都大学本部事務決裁等規程（平成17年9月20日総長裁定）第4条第1項の規定に準じて、各学系等、各部局又は事務本部の各組織の長が専決するものとし、職務専念義務の免除の承認を専決することとされた各学系等、各部局又は事務本部の各組織の長は、その事務を、学系等にあっては当該学系等の事務を処理する事務組織の職員に、部局又は事務本部の各組織にあっては当該部局又は事務本部の各組織の職員に専決させることができるものとする。

(職務専念義務の免除の承認の手続き)

第3条 教職員は、前条の職務専念義務の免除の承認を受けようとする場合には、あらかじめ休暇簿に所要の事項を記入し、請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求することができなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 前項の場合において、大学が必要を認めて証明書等の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

(給与)

第4条 教職員（国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号）第2条第4項第2号に掲げる有期雇用教職員（次条において「有期雇用教職員」という。）並びに同項第3号に掲げる時間雇用教職員及び国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程（平成16年達示第78号）第3条の2第2号に掲げる時間再雇用職員（第6条において「時間雇用教職員」という。）を除く。）が第2条の規定により職務専念義務の免除を承認されたときは、当該承認された期間について、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号）第37条に規定する「その他勤務しないことにつき特に承認があった場合」として取り扱うこととし、同条による給与の減額は行わない。

第5条 有期雇用教職員が第2条の規定により職務専念義務の免除を承認されたときは、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号）第34条の規定にかかわらず、当該承認された期間について日給からの減額は行わない。

第6条 時間雇用教職員が第2条の規定により職務専念義務の免除を承認されたときは、当該承認された期間における所定の勤務時間について給与を支給する。

附 則

この規則は、令和3年6月29日から施行し、令和3年6月2日から適用する。